

広島県運転免許センター施設内壁面広告掲載事業 仕 様 書

1 掲載場所等

広島県運転免許センター（広島市佐伯区石内南三丁目1番1号）施設内の次表指定場所
（単位：mm）

掲 載 場 所	掲載範囲（壁面の面積）	壁面の材質
正面玄関ホール 上 部	① W9,500×H1,150×1か所（正面） ② W6,600×H1,000×2か所（側面左右） ③ W8,800×H1,000×2か所（側面左右） ④ W5,400×H1,000×2か所（側面左右）	鋼板パネルハウロウ 仕上げ
正面階段手摺	⑤ W2,000×H1,150×2か所（左右）	石張り仕上げ

2 貸付期間（広告掲載期間）

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで（5年間）
※更新はしません。

3 広告掲載事業者の業務

- (1) 広告主の募集及び広告の内容に係る対応
- (2) 広告の制作，設置，撤去及び維持管理並びに原状回復

4 広告の規格及び掲載方法等

- (1) 広告サイズは自由とし，ポスター形式（パネル使用可）とするものとします。
- (2) 広告の掲載方法は，シールによる貼付，ビスどめ及び吊るし等による簡易な工法とし，
県有資産の現状を大幅に変更することは，原則として認めません。
広告の掲載方法は，原状回復や強度の確保及び壁面材質等を考慮した方法を採用する
こととし，具体的な方法については協議のうえ決定します。
- (3) 広告の出幅については，壁面から50mm以内とするものとします。
- (4) 広告掲載事業者は，「広告欄」等の文言を記載するなどの方法により，当該場所が広
告欄であることを明示してください。
- (5) 広告の内容に関する責任を明確にするため，広告掲載する壁面に広告主の名称，所在
地及び電話番号等の必要な事項を表示してください。

5 遵守事項

広島県広告取扱要綱，広島県広告取扱基準，広島県運転免許センター施設内壁面広告掲
載事業募集要領及び本仕様書に定める事項について了承のうえ，履行してください。

6 掲載に適さない広告

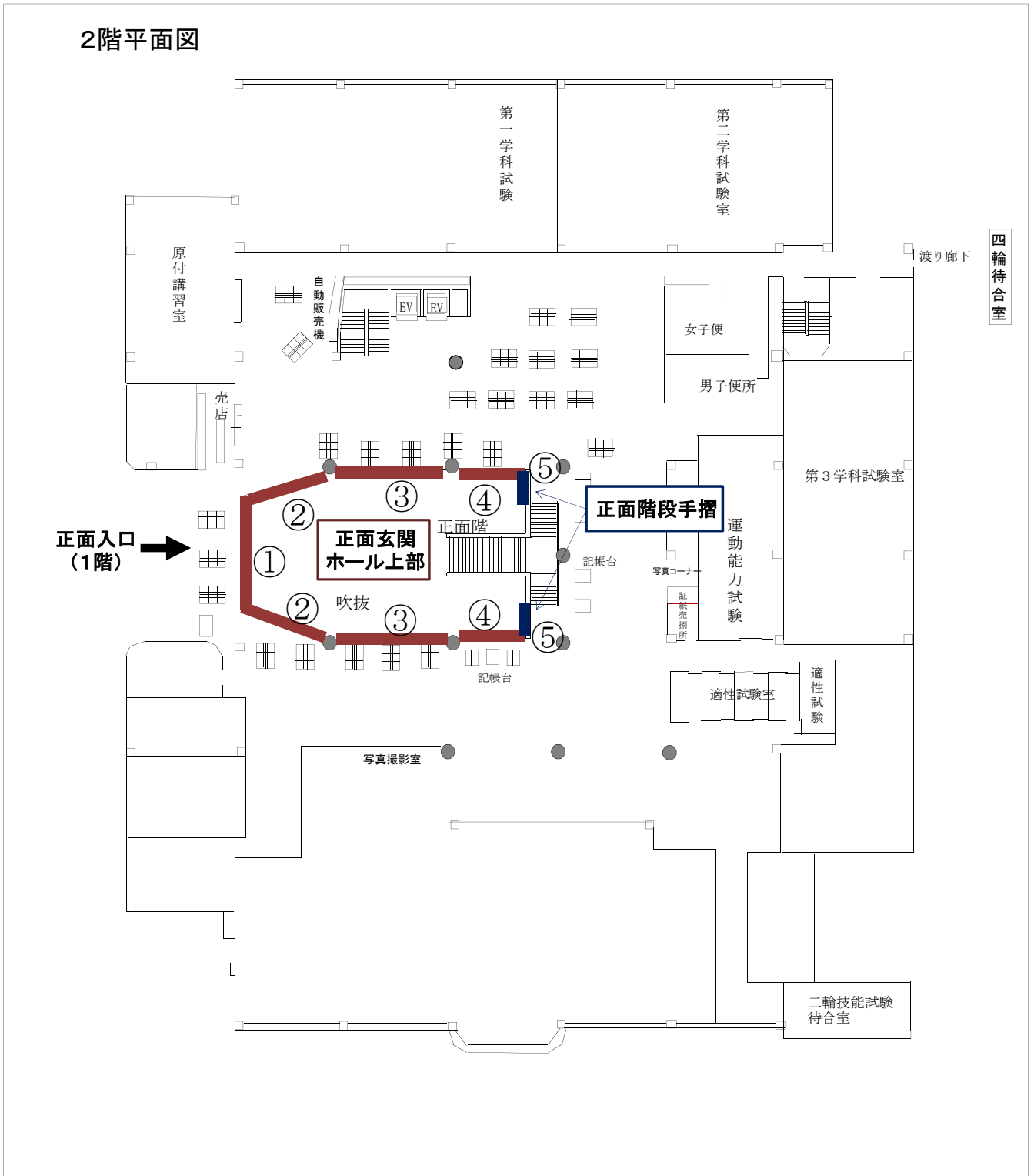
広島県広告取扱要綱，広島県広告取扱基準のとおり。

7 掲載場所の詳細

- (1) 設置場所平面図 …… 別紙1
- (2) 掲載場所の現状写真 …… 別紙2

設置場所平面図

2階平面図



掲載場所の現状写真

正面玄関ホール上部
(広告枠①・②)



正面玄関ホール上部
(広告枠①・②・③)



正面玄関ホール上部
(広告枠①・②・③)



正面玄関ホール上部
正面階段手摺
(広告枠④・⑤)

